

「しょうがい」の表記のあり方について

2020年12月18日 国語分科会国語課題小委員会

佐藤久夫（日本社会事業大学名誉教授・元「障がい者制度改革推進会議」構成員）

A 「障害(者)」という表記を法令でも日常でも（心身の機能障害（のある人）という意味で）使い続けることは避けるべきである。

その理由は、

①障害のある人からの訴えに応えなければならない。

「害悪、害虫の害と呼ばれたくない。自分は社会に迷惑をかける存在ではない。」

プライド（アイデンティティ）の問題には対応する必要がある。とくに法制度が原因の場合には。マイナスの存在と呼ばれるのもきついが、有害、迷惑と見られるのは耐え難い。

2017年の相模原障害者大量殺傷事件後の今日でも、次は自分が襲われるのではないかと不安をもつ障害者は多い。「障害(者)」という表記は背景の優生思想に味方している。

②「我々は被害者だから障害者という表記がむしろ適切」という意見への疑問。

一般に〇〇者は「〇〇という性質」をもつ人を示し、「〇〇の対象」となる人を意味しない（医者、犯罪者、高齢者など）。被害者であることを示すには別な表現が必要。

また、障害者と社会・非障害者の関係は単純な被害・加害関係ではない。障害者権利条約（2006年国連総会採択、2014年日本批准）が目指しているのは、心身の重い機能障害があっても全く同じ人間としての尊厳を実感でき平等な社会参加を実現できる社会である。差別をしないことはもちろん、個別に必要な支援と配慮が自然になされる社会をどう作るか。自分は被害者だと強調する呼称は、共生社会にはつながらない。

さらに、「障害(者)」という表現が、「迷惑な存在と誤解される」とも、「バリアによる迷惑をこうむっていることを示す」とも、正反対に使われている。「問題は本人」と「問題は障壁」と。しかもその逆の意味に気づかずに。これは言語としての機能の喪失ではないか。

③漢字圏の国での表記。

「障害者」は使われず、残疾人・残障人士（中国）、障礙者（台湾）、障碍人（韓国）。

グーグル翻訳によると、中国(簡体・繁体)では次のとおり。

障害 障碍・障礙

障害者 残障人士・殘障人士

視覚障害 視障人士・視障人士

視覚障害者 視障人士・視障人士

精神障害 精神障碍・精神障礙

精神障害者 精神障碍・精神障礙

精神障害者保健福祉手帳 精神残疾健康福利笔记本・精神殘疾健康福利筆記本

内分泌障害 内分泌失调・內分泌失調

呼吸機能障害 呼吸功能障碍・呼吸功能障礙

障害物 障碍・障礙

バリアフリー 无障碍・無障礙

交通障害 交通障碍・交通障礙
障害対応 故障排除・故障排除
システム障害 系統錯誤・系統錯誤

B 代わって「障害（者）」を使用することが適切と考える。

①障害のある人の訴えに応える（前記 A①参照）

②障害者権利条約の障害（者）理解の普及に貢献（後記 E①②参照）

③「障害（者）」という表記を支持する人も賛同可能なはず（「社会モデル」でなので）

④昔の「しょうげ（障碍）」（仏教修行の妨げ）の悪影響は無視できる

（1）表記が同じでも読みが異なれば異なる言葉になる。一般の「平和」と麻雀の「平和」（ぴんふ）のように。「障碍（しょうがい）」と、仏教用語で読みも異なる「障碍（しょうげ）」とは全く異なる言葉である。

（2）大昔の事を持ち出すのは説得力に欠ける。ただし、そうした意味でつかわれていた時代があったことは周知されるべき。

明治以降は「しょうがい（障碍）」として「障害」と同義的に使われてきたが、戦後の当用漢字以降は「碍」が使用制限を受けて「障碍」はあまり使われてこなかったこと、しかし近年「害悪、害虫の害で呼ばれたくない」との要望を受けて多くの自治体などで「障がい」が使われるようになったこと、そして障害者権利条約では「障壁への直面」という考え方が示され、これを受けて障害者基本法でも「社会モデル」の「しょうがい者」の定義を取り入れたこと、さらにこうした経過を踏まえ国の法令でも「障害」を改め、漢字圏で一般的で戦前には日本でもよく使われてきた「障碍」を採用することが適切であること、「障碍」は「障壁」とともに「障壁への直面」という権利条約の視点を示す表記であること、などを丁寧に説明すべき。

⑤人については「障碍（者）」、その他（交通障害、和平交渉の障害など）は「障害」とする。

身体障害、知的障害、聴覚障害、呼吸機能障害、障碍等級なども障碍を使う。ただし、障碍は基本的には生活問題であり、症状や病理を純粋に医学的に表現する場合には、血行障害、内分泌障害なども可能とするとよいのではないか。

C 「障害（者）」・「障碍（者）」に代わる「新しい用語」は現実的ではなく、結局は現状維持に終わる可能性が高い。

①「推進会議」や「意見募集」でよせられた「新しい用語」

2010年9月、内閣府が行った『『障害』の表記についての意見募集』には647件の意見が寄せられ、「障害」、「障碍」、「障がい」以外の意見は76件であった。その主なものは「機能不全」、「活動困難」、「（生活）機能困難（者）」、「難常者または常難者」、「被障者、受障者」、「有障者」、「要支援者」、「徐生者」、「チャレンジド」、「オーバーカマー」、「ハンディキャップ者（ハンディー者）」、「ユーザー（白杖ユーザー等）」等であった。

佐藤久夫他『『障害』の表記に関する意見の内容と理由——2010年内閣府の意見募集結果から』、障害者問題研究 Vol. 39, No. 4, 88-94, 2012

「チャレンジド」と「要支援者」は「障がい者制度改革推進会議」でも取り上げられた。

「障がい者制度改革推進会議」「障害」の表記に関する作業チーム、「『障害』の表記に関する検討結果について」平成22年11月22日

②「明るいイメージの表記」への予想される批判。

「厳しい実態を隠す言葉だ」。「入院の必要がなくなったのに精神科に長期入院せざるを得ないでいる何万人もの精神障害者を〇〇者と明るく表現できるのか。」「聞こえる人と一緒に来てくださると、ろう者夫婦がバスツアー、旅館、居酒屋の予約を断られる。障害者差別解消法が施行されて何年もたつのに。〇〇者のイメージとギャップがありすぎる。」など。

③どうしても「新しい用語」とするなら「障害者」、「残障者」か

D 辞典によれば「害」はそれ自体が悪、災い。「碍」は妨げ、障壁への直面。

16種類の国語辞典・漢和辞典で「害」、「碍（礙）」、「障害・障碍・障礙」の意味を調べた筆者の知人によれば、次のことが分かった。

「害」は、第一の意味として「そこなう（こと）」、「きずつける（こと）。悪くする（こと）。悪い状態にする（こと）。」と、能動的に及ぼす悪い影響を表す。究極的には「ころす・殺す」（日本国語大辞典・日本語大辞典・漢語林）、「生命を途中で断つ」（大辞泉）も。第二の意味として「わざわい」「さわり」「災難」。第三の意味に「さまたげ」「じゃまをする（こと）」。

「碍」（「礙」の俗字）は、各辞書に共通して「さまたげ」。「疑は凝然として人の立ちつくす形であるから、止まって進退しない意がある。それで石によってさえぎられること、障礙の意を示したものであろう。字はまた碍に作ることがある。」（「字統」）。「石などにさえぎられて、進みえないことをいう。」（「字通」）。「音符の疑は、人が思いまようさまにかたどる。石を前にして人がたちつくすさまから、さまたげる・さえぎるの意味を表す。」（「漢語林」）。

したがって「碍」は「さまたげ」（バリア・障壁）の意味とともに、その源の意味が「障壁への直面」であるので、障害者権利条約の障害概念そのものでもある。障壁への直面を一言で表す言葉はおそらく他の言語にはなく、この漢字文化のすぐれた遺産を生かすことが望まれる。

E 「障害（者）」から「障碍（者）」へは、障碍理解の歴史的変化の反映

①国連の障碍理解の発展

1948年の世界人権宣言では障碍（機能障碍）が問題の主因との認識であったと考えられる。障碍者は保護の対象として位置づけられた。1981年の国際障害者年では、障碍（機能障碍）と環境の障壁（バリア）の2つが問題の原因であるとされ、リハビリテーションと「機会の均等化」がキーワードとされた。2006年の障害者権利条約では環境の障壁が問題の主因とされ、障碍（機能障碍）は人間の多様性の一部とされるようになった（第3条など）。（機能障碍の予防を否定はしないが、それは障碍者の権利のための法政策には含めない。）

②日本での障碍理解の進展

「障害（者）」という表記は進歩的であり1949年の身体障害者福祉法制定以後かなりの期間歓迎されてきたと思われる。「不具」、「廢疾」、「かたわ」よりはるかに良い言葉であった。この法は日本で初めての障碍者福祉の法律であり、身体障碍者の自立をめざした。また当時は医学モデル全盛の時代であり、働けないのは目が見えないから、電車に乗れないのは肢体不自由の

ため（困難の原因は本人のもつ障碍）と誰もが考えていた。

このように医学モデルとなじんでいた障害という表記は、このモデルが疑問視される中で問題とされるようになった。完全参加と平等を掲げた 1981 年の国連・国際障害者年に触発され、脳性麻痺者の団体・東京青い芝の会は「障碍」を使用するよう主張した。しかし他の団体の多くは、「障害」に慣れてきていたからかこの表記問題では連帯しなかった。同会は「私たちの存在を害であるとする社会の価値観」を問うことを重視していたが、他の団体は具体的な支援サービスの改善に追われてきたともいえる。

1990 年代になると、ノーマライゼーションなど国際障害者年の理念が広がり、バリアフリー対策も始まった。障碍を各種資格・免許の欠格事由とする制度の見直しも行われた。市町村が障碍者を含む委員会を設けて障碍者計画づくりを行うようになった。こうした中で当事者から問題視されたのが「障碍」という表記であり、2001 年の東京都多摩市に始まり、全国に広がった。「障碍」はなじみがなかったことと、常用漢字でなかったことが「障がい」という表記を広げた背景と思われる。

このように障害から障碍への変更は、戦後の世界と日本の障碍認識の変化を反映する。

F 「障がい者制度改革推進会議」ではなぜ合意に至らなかったか。

環境の障壁を問題とする同じ社会モデルの視点でありながら、「障害」支持と「障碍」支持に分かれたことが最大の問題であったと思う。

いろいろな意見。

「言葉の問題にすり替えてはならない。」

「障害は問題だが、耳で聞く我々には障碍も同じ。」（盲人から）

「障害も障碍のネガティブ。プラスを表す言葉にすべき。」

「『障害』で何十年も活動し慣れてきた。変える必要性を実感できない。」

「障壁の被害者なのだから障害者でよい。」

「人を殺める字義のある害を使った『障害者』表記はやめたい」

「障壁に直面する人を示す障碍者がよい」。

G 「国会決議」と国語課題小委員会の議論の流れについて

①「国会決議」のポイント

2018 年、スポーツ基本法改正案が成立し、「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」に、「日本障害者スポーツ協会」が「日本障がい者スポーツ協会」に改められた。その際、衆参の文科委員会が「障害の表記」について、政府の検討を求める決議をした。要点は次のとおり。

「障害者」の表記の「害」の字が問題との指摘もある。戦前は「障碍」も使われたが、当用漢字に含まれなかったため「障害」のみが使われるようになった。漢字圏では人に対して「害」は使われない。「障害」の「害」の表記について、障害者の意向を踏まえて、「碍」の常用漢字表への追加の可否を含め、検討を行うべき。

なお、5 月 30 日の衆院委員会の決議では「・・・『障害』の『害』の表記について、障害者の選択に資する観点から、『碍』の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべ

きである。」としていたが、6月12日の参院委員会決議では「選択に資する観点から」という記述は見られない。(2010年12月の「障がい者制度改革推進会議」の第二次意見でも「表現の多様性を確保する観点から」、「碍」の常用漢字表への追加を検討すべきとしていた。)

②小委員会での議論

常用漢字表は「めやす」であって民間や自治体を縛るものではない。「碍」については、従来の常用漢字表の基準(出現頻度、造語力など)から追加対象とはならないが、これまでの経過や国会決議の趣旨を踏まえれば、今後の改定における課題として残る。

問題は漢字の問題であるより用語の問題と思われる。「障害」と言われると傷つけられるという問題があり、「障碍」にも「しょうげ」と否定的に使われた歴史がある。「しょうがい」当事者の間でも表記のあり方について意見が分かれている。こうしたことから、新しい用語を考えてはどうか。ただし国語分科会がそのための最適の場であるかどうか。

③ 両者を比べて

国会決議の中心は、「害」を使った(法令における)「障害」表記の見直しだった。「障がい」を使うと決めた自治体に住む障害者でもなお、法令の「障害」という言葉に囲まれている。

H 今後の国語課題小委員会の審議に期待したいこと

①「碍」の常用漢字化

(1) 出現頻度の低さを除外理由にすることは適切ではない。

「碍」の出現頻度が低いのは、代わりに「害」を使うように促した当用漢字表(1946年)、政府の指示(1956年、障碍を障害に書き換える指導)、マスコミの自主規制(1956年、記者ハンドブック)が背景にある。使うなど指示したのだから、(あまり)使われていないことを理由に排除するのはフェアではない。

「改定常用漢字表」(文化審議会答申、平成22年6月7日)でも「頻度数が低くても、文化の継承という観点等から、一般の社会生活に必要なと思われる漢字については取り上げていくことを考える。」(3、字種・音訓の選定について)としている。

(2) 「国会からの提言」は「社会生活に必要なと思われる」理由になるのではないか。

むしろ、「国会からの提言」以上に強い理由はないのではないか。

平成22年文化審議会答申では、「碍」は出現頻度・造語力が高くないが、「政府の『障がい者制度改革推進本部』・・・の検討結果によっては、改めて検討することとする。」としていた。政府の判断にゆだねた形であった。政府(推進本部)からの返答がないまま時間が過ぎ、漢字圏からたくさんのパラアスリートが来日する直前になって、今度は国会が動いたものであった。

(3) 「表現の選択肢を広げるための追加」であれば常用漢字表の趣旨に反するが、「人には障碍」、「物には障害」と区分するのは「一事象一表現」の原則を満たす。

②現実的な代替案としての「障碍(者)」の提案を

国権の最高機関の、両院の、全会一致の決議への対応が求められている。一日でも早く、尊厳を傷つける法令上の「障害(者)」を廃止し、「障碍(者)」とする提案を期待する。ベストな選択肢のあり方をゆっくり検討するのではなく。